

様式第1号の2（第5条関係）

誓約書

我孫子市長 あて

私は、我孫子市住宅リフォーム補助金の交付申請に当たり、次に掲げる事項について誓約します。

- 1 補助金の交付の可否の決定を受けるまで、リフォーム工事に着手しないこと。
- 2 補助金の交付を受けた場合には、定住すること。
- 3 申請者と施工事業者との間に生じた問題等は、当事者間で解決すること。

また、次のいずれかに該当し、我孫子市住宅リフォーム補助金交付要綱第12条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、同条第2項の規定により補助金の返還を命じられたときは、既に交付を受けた補助金を返還します。

- 1 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 2 交付決定の日の属する年度の2月末日までに、実績報告を行わなかったとき。
- 3 補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に転居し、若しくは転出し、又は補助金の交付の対象となった個人住宅の所有権を移転したとき。
- 4 その他市長が補助することが不相当と認めたとき。

注 定住とは、補助金の交付を受けた日から起算して10年を超える期間継続してリフォーム工事を行った個人住宅に居住し、かつ、その住宅の所在地に相当する住所に居住する者として本市の住民基本台帳に記録されていることをいいます。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_